

国内で高病原性鳥インフルエンザが 連続して発生しています！

もう一度、侵入防止の徹底をお願いします。

昨年12月16日の宮崎県延岡市での発生を皮切りに、宮崎県宮崎市、山口県長門市、岡山県笠岡市、佐賀県西松浦郡の5か所で高病原性鳥インフルエンザ(H5N8亜型)が発生し、殺処分(合計:35万5千羽)等の防疫措置が実施されました。

千葉、岐阜、島根、鳥取、鹿児島死亡野鳥等11検体から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されています。

国内の至る所にウイルスが存在し、農場への侵入リスクが非常に高まっています！

農場にウイルスを入れないために！

1. 野鳥をはじめとした野生動物の侵入防止対策の徹底。
→防鳥ネットや畜舎の破損等の点検と殺鼠剤等によるねずみの防除を念入りに実施して下さい！
→鶏舎周囲への消石灰散布は野生動物の侵入防止にも効果が期待されます。
2. 農場内への立入りの制限。
→関係者以外の立入りを制限してください。
3. 消毒の徹底。
→農場に持ち込む物や出入りする車両の消毒を徹底して下さい。

(次ページへ)

4. 農場に入る場合は専用の衣服と靴に着替え、出入りの際に手指と靴の消毒をして下さい。
→鶏舎にも、専用の靴を準備し、出入りの際には同様に消毒をして下さい。
5. 農場に出入りする人に対しては、他の農場等への出入りの有無や海外への渡航の有無を確認し、該当者については立入りを禁止して下さい。
→農場に立入った人についての記録をして下さい。

異常があったらすぐに家畜保健衛生所に連絡を！

- 今回の発生は5例とも死亡数の増加が比較的緩やかな傾向がありましたが、何れの事例でも、死亡羽数が2倍以上に増加していました。
→毎日の健康観察を入念に実施して死亡羽数の確認集計を毎日行い、死亡羽数が過去3週間の平均の2倍以上になったときはもちろん、日常と異なる兆候が確認されたときは、速やかに家畜保健衛生所に通報して下さい。

通報の遅れは、殺処分等の防疫措置の遅れにつながり、周辺農場へのまん延の大きな要因となります。

また、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜及び患畜の殺処分が実施された場合、国から評価額の10割の手当金が支払われますが、通報が遅れたり、防鳥ネットの点検補修等の発生予防措置が適切に実施されていない場合は、手当金の減額が行われます。

家畜の病気に関するお問い合わせは山梨県東部家畜保健衛生所まで
電話・・・055-262-3166 FAX・・・055-262-3108
夜間の連絡は・・・090-5535-8005
土日・休日の連絡は・・・090-5535-8005 または090-5544-7868